

譲渡禁止特約に関する質問予定事項

1. 譲渡禁止特約が、預金取引以外の銀行の実務において、主にどのような場面で関係することがあるか、（銀行が債務者、譲渡人又は譲受人となる場面と銀行がそれ以外の立場で関与する場面についてそれぞれ）ご教示ください。
2. 1でご回答いただいた場面で債権に付されている譲渡禁止特約が、どのような理由で付されているか、分かる範囲でご教示ください。
3. 1でご回答いただいた場面で、譲渡禁止特約付き債権の譲渡又は担保権設定の可否が問題となった場合、通常、どのような対応を取っていますか。
4. 3のような対応を取る理由について、具体的にご教示ください。
5. 譲渡禁止特約付き債権の譲渡ができなかったこと又は担保権設定ができなかったことによって、融資自体ができなくなったという事例や、融資額や利率等の融資条件が変わったという事例は実際にあるでしょうか。
6. （5のような事例がある場合）5のような事例は、銀行による融資の全体のうち、どのくらいの割合を占めるか、おおよその割合で結構ですので、ご教示ください。